

「札幌市役所本庁舎で使用する電力」に関する質問と回答

番号	受付日	質問内容	回答内容
1	令和7年6月10日	<仕様書2 調達仕様(3) 供給電気の種類> 契約期間における使用電力量が公告に記載される予定使用電力量に対し、大きな乖離(目安として80%以下もしくは120%以上)があった場合、調達していたトラッキング付非化石証書が過剰もしくは不足となるため、予定使用電力量に変動が見込まれる場合、事前に当社へその旨をご相談いただけるか(事前相談がなく、その結果トラッキング付非化石証書の必要量に対し、調達量が不足し、環境価値を付加できなかった場合、当社は賠償等の責めは負わない)。	本件調達の電力供給地点である札幌市本庁舎は、冷暖房の熱源として冷温水を別に調達しているため気候の変動等による電力使用量の変化が少なく、施設の用途は事務室であるため、定常的な電力の使用が行われます。このような性質により、仕様書添付資料(3)に示したとおり、今回調達する各月の予定使用電力量と、過去5年間の各月の電力使用実績の差は数%に留まっており、今回の調達でも、電力使用量が目安(±20%)を超えて変化する要因も想定されません。 事前に変動が想定される場合は相談等の協力を行います。賠償等の免責について事前に確約することはできません。 なお、本施設の性質を勘案すると、電力使用量に大きな乖離が生じる場合は大幅な事情変更があると推測されるので、この場合は、契約書第12条に基づき、契約の変更を行って対応することが想定されます。
2		<仕様書2 調達仕様(10)その他 ウ> <燃料費調整制度に関する質問> これまで、各小売電気事業者は主に同一の燃調制度を採用していたが、至近では、独自の燃調制度を採用する小売電気事業者が増えてきている。こうした背景から、入札書に燃調費を加味しない金額を記載する入札の場合、入札金額だけでは実際の請求金額の水準比較が困難となりつつある。 例えば、入札金額は安価だが、燃調制度によりプラス調整となるA社と入札金額は高値だが、燃調制度によりマイナス調整となるB社では、従来A社が落札となるが、実際の請求金額ではA社の方が高く、B社の方が安いといった事象が起こり得る。このようなことが想定される状況であっても、入札金額には、燃料費調整額を含めない取り扱いでよいのか。	本件調達において、電気料金の請求は一般送配電事業者の燃料費調整等を採用して算出することとしているため(契約書第11条第2項第2号)、各小売電気事業者独自の燃料費調整制度や、燃料費調整を行わない事業者も入札参加はできません。 このため、ご指摘のような燃料費調整制度の差異によって実際の請求金額が変わることはないため、入札金額は燃料費調整額を含めないものとしています。
3		<仕様書2 調達仕様(10)その他 オ> 再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙 特定電源割当証明書提出後の受注者との協議により定めた期間内の提出することとなっているが、当社は必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書(JEPX様式)を発行することができないため、非化石証書をお客さまに提出しないことは可能か、もしくは当社の独自様式により提出することでもよいのか。	非化石証書について、本市単独で本市を明記することは要件ではありません。いっぽう、供給者が一括調達した非化石証書のうち、本市が調達した環境価値について、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要であり、供給者が一括調達した非化石証書については、写し等の提出をお願いします。
4		<契約書 第9条(計量及び検査)・第11条(電気料金の算定及び支払)> 弊社は一般送配電事業者から通知される30分値使用量に基づき使用電力量を算定しており、計量における検査を受ける特段の機会がないことから、使用量の通知(Web等)をもって検査を受けたとみなす取扱いが可能か。	問題ありません。
5		当社は、次の場合に、電力契約標準約款(高圧)を変更することがあり、この場合には、契約期間満了前で あっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款に基づき変更することは可能か。 ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要がある場合 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合	ご提示のような事例は、契約書第12条に基づき双方協議のうえ契約を変更するものであり、約款に基づく変更は行いません。ただし、協議の結果、約款を採用することがあります。

「札幌市役所本庁舎で使用する電力」に関する質問と回答

番号	受付日	質問内容	回答内容
6		契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとする場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金（1年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍））を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。	発注者による契約の解除については契約書第14条に規定しており、ご提示の精算方法が受注者に及ぼした損害の範囲であれば、同条第6項に基づき損害賠償を行います。 契約電力の減少については、契約書第12条により、双方協議のうえ、契約を変更することになりますので、協議次第となります。
7		「契約単価積算内訳書」に記載する電力量料金単価には、電気価値相当額と環境価値相当額を合計した金額を記載するという理解でよいのか。 また、実際の料金請求時に発行する請求書には、電気価値相当額と環境価値相当額を分けて記載しても問題ないか。	お見込みのとおり、契約単価積算内訳書に記載する電力量料金単価には、電気価値相当額と環境価値相当額を合計した金額を記載してください。 請求書では、分けて記載しても問題ありません。（合計して記載しても問題ありません。） なお、請求書は、本市の情報公開制度等により、他者から請求があった場合には公開されることがありますので、ご注意ください。